

## 15 業務継続計画の策定等

- (1) 開設者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- (2) 管理者は、業務継続計画を従業者に周知すること。
- (3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1に次の1項を加える。

## 22 雑則

- (1) 開設者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4項第5号および第8号ならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- (2) 開設者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。

別表第2第2項中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同表第4項第5号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第2第4項第6号中「および第18号」を「、第18号および第19号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第2第5項第2号中「同項第1号」を「同項第1号の2」に改め、同表第7項第1号ケ

(7) に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第2第7項第2号中「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同表第8項に次の1号を加える。

(9) 前各号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の介護等については、別表第1第8項第8号および第9号の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは、「入居者」と読み替えるものとする。

別表第2第11項第2号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第2第11項第3号中「および第4号」を「から第5号まで」に改め、同表第13項第2号中「別表第1第20項」を「別表第1第21項」に改め、同表第14項中「および第15項から第19項まで」を「、第15項から第20項までおよび第22項」に、「同表第15項第2号」を「同表第16項第2号」に、「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「「第19項第2号」とある」を「同号カ中「第20項第2号」とある」に、「第19項第2号」と、「第20項第2号」とある」を「第20項第2号」と、同号キ中「第21項第2号」とある」に、「第20項第2号」と、同表第17項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」を「第21項第2号」と、同表第18項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第5項第2号において準用する第4項第5号」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第7条** 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第5項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、付則第11項から第14項までを削り、付則第15項を付則第11項とする。

別表第1第3項第1号中「）、栄養士」を「）、栄養士等（栄養士または管理栄養士をいう。以下同じ。）」に、「の栄養士」を「の栄養士等」に、「栄養士を」を「栄養士等を」に改め、同項第6号中「栄養士」を「栄養士等」に改め、同項第12号ただし書中「、指定介護老人福祉施設およびユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合または指定介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員および看護職員（別表第2第4項第1号の規定によりユニットごとに置かれる看護職員に限る。）を除き」を削り、同項第18号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第1第3項に次の1号を加える。

- (9) 開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第4項第1号を同項第1号の2とし、同項第1号として次のように加える。

- (1) 開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

別表第1第6項第2号オに後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

別表第1第6項第2号サ中「キ」を「ク」に、「ク後段」を「ケ後段」に改め、同号中サをシとし、カからコまでをキからサまでとし、オの次に次のように加える。

カ オ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてサービス担当者会議を開催する場合において、入所者またはその家族が参加するときは、当該入所者またはその家族の同意を得ること。

別表第1第6項第3号中「第18項第3号および第19項第2号」を「第19項第3号および第20項第2号」に改め、同項第4号キ(ア)に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第7項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 管理者は、入所者の栄養状態を維持し、および改善することができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
- (10) 管理者は、入所者の口腔<sup>くわう</sup>の健康を保持することができるよう、口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理体制を整備するとともに、入所者の状態<sup>じょうたい</sup>に応じた口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理を計画的に行うこと。

別表第1第11項第2号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第1第11項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

別表第1第12項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 開設者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うこ

とができる。

イ 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第13項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第13項第2号ウ中「対する研修」を「対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同号エ中「および」を「または」に改め、同表第14項第5号を次のように改める。

(5) 開設者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、同表第18項第1号ウに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第18項第1号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同表第15項第2号エ中「第18項第3号」を「第19項第3号」に改め、同号オ中「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同号カ中「第20項第2号」を「第21項第2号」に改め、同項を同表第16項とし、同表第14項の次に次の1項を加える。

#### 15 業務継続計画の策定等

(1) 開設者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 管理者は、業務継続計画を従業者に周知すること。

(3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1に次の1項を加える。

#### 22 雑則

(1) 開設者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項

において同じ。)で行うことが規定され、または想定されているもの(第4項第5号および第8号オならびに次号に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(2) 開設者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この号において「交付等」という。)のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

別表第2第2項中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同表第3項第2号アを次のように改める。

ア 居室は、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

別表第2第5項第2号中「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同表第6項第4号中「第9号」を「第11号」に改め、同表第9項中「第20項まで」を「第22項まで」に、「同表第4項第1号」を「同表第4項第1号の2」に、「同表第15項第2号」を「同表第16項第2号」に、「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に、「第20項第2号」を「第21項第2号」に、「同表第17項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」を「同表第18項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第5号」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第8条** 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

付則第14項から第21項までを削り、付則第22項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「付則第24項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第14項とする。

付則第23項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第24項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を付則第16項とする。

別表第2第1項第3号クに後段として次のように加える。

この場合においては、全ての看護職員等(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるため

に必要な措置を講じなければならない。

別表第2第1項第3号に次のように加える。

- ケ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第2第1項第4号中スをセとし、アからシまでをイからスまでとし、アとして次のように加える。

- ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

別表第2第1項第7号イ中(キ)を(ク)とし、(カ)の次に次のように加える。

(ク) 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第2第1項第7号中オをカとし、エの次に次のように加える。

- オ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

別表第2第1項第8号イ中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同号に次のように加える。

- ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(ウ) 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第2第1項第9号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

- ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を看護職員等に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

(ウ) 看護職員等に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

別表第2第1項第10号を次のように改める。

(10) 業務継続計画の策定等

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、業務継続計画を看護職員等に周知すること。

ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第2第1項第11号イ(ウ)中「第4号シ」を「第4号ス」に改め、同項第16号に次のように加える。

エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めること。

別表第2第1項に次の1号を加える。

(17) 雑則

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この項において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4号オおよびイに規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下イにおいて「交付等」という。）のうち、この項において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

別表第2第2項第2号エ中「ク」を「ケ」に改め、同項第3号中「ケ」を「コ」に、「および第16号」を「、第16号および第17号」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号サ」を「同号シ」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項

第3号において準用する第4号オ」とを加える。

別表第3第3項第8号中「およびカからクまで」を「カ、キおよびケ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護事業者は、看護職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

別表第3第4項第3号中「ウ」を「エ」に、「同号ア」を「同号イ」に、「同号ス」を「同号セ」に改め、同表第6項中「エを」を「オを」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「同号ウ」を「同号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第4第4項第5号中「からクまで」を「キおよびケならびに別表第3第3項第8号」に、「同号」を「これらの規定」に改め、同表第5項第4号中「病歴」との右に「、こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて（当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて）行うことができる」とを加え、同表第6項中「ならびにオ」を「ならびにカ」に、「ウおよびエ」を「エおよびオ」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号ス」を「同号セ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第5第4項第4号中「からクまで」を「キおよびケならびに別表第3第3項第8号」に、「同号」を「これらの規定」に改め、同表第5項第2号中「、歯科衛生士または管理栄養士」を削り、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合または介護予防支援事業者もしくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、サービス担当者会議に参加すること等により、介護予防支援事業者または介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者または介護予防サービス事業者に対して情報提供または助言の内容を記載した文書を交付することにより行わなければならない。

別表第5第5項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 歯科衛生士または管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導

ア 医師または歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう適切に行うこと。

イ 懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について適切に指導または説明を行うこと。

ウ 常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切にサービスを提供すること。

エ 指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、速やかに、その内容を診療記録に記載するとともに、医師または歯科医師に報告すること。

別表第5第6項中「クおよびケ」を「ケおよびコ」に、「ならびにオ」を「ならびにカ」に、「ウおよびエ」を「エおよびオ」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号コ」を「同号サ」に、「同号ス」を「同号セ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第7第3項第7号中「およびク」を「からケまで」に改め、同表第5項第4号中「病歴と」の右に「、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて（当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて）行うことができる」と」を加え、同表第6項第2号中「必要な」を「、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 従業者に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

別表第7第6項第3号を次のように改める。

(3) 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講ずること。

別表第7第7項第5号を次のように改める。

(5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第7第8項中「コ」を「サ」に、「およびオ」を「およびカ」に、「第11号から第16号まで」を「第10号から第17号まで」に、「別表第2第1項第4号ア」を「別表第2第1項第4号イ」に、「同号ス」を「同号セ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第8第1項第2号エ中「特別養護老人ホーム基準条例」を「滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）」に改め、同項第4号ス中「シ」を「ス」に、「ク」を「ケ」に改め、同号スを同号セとし、同号シ中「サまで」を「シまで」に改め、同号

シを同号スとし、同号サを同号シとし、同号コただし書中「この限りでない」を「いずれも常勤の者であることを要しない」に改め、同号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ アの規定により看護職員を置かなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所または指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保すること。

別表第8第1項第5号オ中「別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ」を「別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス」に改め、同項第12号中「第9号ウおよび第11号から第16号（アを除く。）まで」を「第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までおよび第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第2号ア中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同項第3号ウ（ア）dを削り、同号ウ（ア）eを同号ウ（ア）dとし、同項第4号エ中「ク」を「ケ」に、「ス」を「セ」に、「前項第4号シ」を「前項第4号ス」に改め、同項第9号中「別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ」を「別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス」に、「第9号ウならびに第11号から第16号（アを除く。）まで」を「第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第3項第2号イ中「ク」を「ケ」に改め、同項第4号中「別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ」を「別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス」に、「第9号ウならびに第11号から第16号（アを除く。）まで」を「第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第4項第4号エ中「サ」を「シ」に改め、同号カ中「ク」を「ケ」に改め、同項第6号中「別表第2第1項第4号イからキまで、サおよびシ」を「別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、シおよびス」に、「第9号ウ、第11号」を「第9号エ、第10号」に、「ならびに第16号（アを除く。）」を「、第16号（アおよびエを除く。）ならびに第17号」に、「第6号（アを除く。）、第7号（ウを除く。）および第8号」を「第6号（アおよびカを除く。）および第7号（ウを除く。）」に、「別表第2第1項第4号サ」を「別表第2第1項第4号シ」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第9第1項第3号キ中「ク」を「ケ」に改め、同項第4号ウ中「別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ」を「別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス」に改め、同項第7号中「オ」を「カ」に、「ならびに第11号から第16号（アを除く。）ま